

主な指摘事項【通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護】

区分	項目	内容	文書指摘件数
人員	従業者の員数	<ul style="list-style-type: none"> ・人員基準上、提供時間帯に必要な生活相談員の数が満たされていないため、提供日ごとに必要な人員を配置すること。 ・人員基準上、提供時間帯に必要な看護職員又は介護職員の数が満たされていないため、単位ごとに、必要な人員を配置すること。 ・看護職員について、配置されていない日があるため、単位ごとに1以上配置すること。 	4件
運営	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書及び契約書について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・通常の実施地域外の利用者について、サービスを提供する場合の交通費等の記載すること。 ・利用サービスの予約の取消しの方法について、記載すること。 ・法人格、法人名称、代表者の氏名等の事業者について記載すること。 ・サービス提供の記録について、保存期間を2年間と記載しているが、5年間と改めること。 ・苦情対応受付の窓口について、国民健康保険団体連合会について記載すること。 ・利用サービスの予約の取消しの方法について、記載すること。 ・事業の目的及び方針について、記載すること。 ・事業所の管理者及び連絡先について記載すること。 ・事業所の営業日が実際の営業日と齟齬があるため、実際の営業日を記載すること。 ・サービス提供時間について、実際の提供時間と記載の提供時間に齟齬があるため、実際のサービス提供時間を記載すること。 ・通常の実施地域について、記載すること。 ・サービス提供に係る利用料の負担額について、2割3割について記載すること。 ・重要事項説明書について、同意を受けた日にちの記載が記入されていない説明書が見られたため、同意を受けた日にちを記載すること。 ・契約書について、利用者又はその家族の同意を契約開始後の日にちで得ている契約書があったため、契約開始前に利用者又はその家族から同意を得ること。 ・契約書及び重要事項説明書の内容を変更しているが、利用者又はその家族に対して説明及び同意を得ていないため、内容を変更した箇所について利用者又はその家族から同意を得ること。 ・重要事項説明書の利用者の同意欄について、契約書との一体での署名とのことであるが、契約書の記名欄において、重要事項説明書の内容についての同意との記載が見られないため、重要事項説明書の同意についても記載すること。 	15件
運営	サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供した際には、当該サービス内容について、サービス提供記録に記載すること。 	1件
運営	利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料の受領について、サービス提供中に機能訓練の一環として鍼灸を実施しているにもかかわらず、別途自己負担金を請求していた。サービス提供として実施している鍼灸に対し別途自己負担を請求することは介護保険サービスと保険外サービスの二重請求となるため、自己負担の請求は認められない。今後は、介護保険サービスの機能訓練の一環として実施される鍼灸については、自己負担を請求しないこと。 ※事業所において保険外サービスとして鍼灸や柔道整復等の施術は行うことができない。 	1件
運営	(地域密着型)通所介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画を作成すること。 ・(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画が未作成やサービス提供開始後に同意を得た利用者があったため、サービス提供にあたっては、居宅サービス計画に沿った(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画を作成し同意を得ること。 ・(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画の作成にあたって、居宅サービス計画をそのまま記載した(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画を作成しているため、利用者に対して行う具体的なサービス内容を記載した(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画を作成すること。 ・(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画の作成について、複数の利用者に対し同じ援助内容が記載された(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画がみられたため、利用者の心身の状況等に対して行う具体的なサービス内容を記載した(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画を作成すること。 ・(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画について、短期目標のみ記載されており計画の期間及び長期目標について記載がないため、計画の期間を定め、長期目標について設定しその目標を達成するための短期目標を設定した(地域密着型・認知症対応型)通所介護計画を作成すること。 	8件
運営	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程に記載の休業日について、実際の休業日と齟齬がある。また、運営規程の内容について、変更を行っているが、変更届を提出していないため、運営規程を変更した際は、変更届を提出すること。 ・従業者の職務の内容について記載すること。 	2件
運営	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、利用者に対し適切な(指定地域密着型)通所介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。 	1件
運営	広告	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所で作成された広告について、実際の営業日及び対象地域と齟齬があるため、現状に則した広告を使用すること。 	1件
運営	事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所で外部受診を伴う事故が発生した場合は、すみやかに保険者へ事故報告を行うこと。 	1件
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修について、すべての従業者に対し年2回以上実施しその記録を保管すること。 	8件

主な指摘事項【通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算 (I)イ	<ul style="list-style-type: none"> ・加算の算定にあたっては、理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが算定できるため、特定の曜日や時間で理学療法士等を配置している場合は、加算を算定できる人員体制を確保している曜日や時間をあらかじめ定め、利用者や居宅介護支援事業者に周知すること。 ・個別機能訓練について、作成された個別機能訓練計画に基づき、理学療法士等が計画的に行うこと。 ・個別機能訓練に関する記録について、訓練内容及び訓練実施時間等の記録が不明瞭なため、様式等を作成し実施内容について詳細に記録すること。 ・個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。 ・個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)の確認を行い、利用者又はその家族(以下このホにおいて「利用者等」という。)に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録すること。 また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果(例えば当該利用者のADL及びIADLの改善状況)等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。 ・利用者の居宅を訪問し個別機能訓練の実施状況や効果等について説明を行った記録に、説明日等の記載がないため実際に居宅を訪問し、説明を行ったことが確認できない。今後は居宅を訪問し説明を行ったことがわかるよう説明日等の記録を残すこと。 ・当該加算の算定にあたっては、機能訓練指導員から直接指導を受けた利用者が請求の対象であるが、機能訓練指導員が不在の日について個別機能訓練加算を算定している日が見られたため、機能訓練指導員が不在の日について請求を行った利用者の請求について、自主精査の上過誤調整等必要な措置を講ずること。 	3件
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算 Iロ	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、その結果や利用者等の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。 ・個別機能訓練項目や訓練実施時間、個別機能訓練の効果等についての評価を行うほか、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者等に対してその実施状況や効果等について説明し、記録すること。また、概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、当該利用者に対する個別機能訓練の効果等をふまえた個別機能訓練の目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。 ・個別機能訓練計画について、目標の達成・未達成にかかわらず、目標及び訓練内容が変更されていない事例が見受けられたので、個別機能訓練の実施状況を確認し訓練内容を変更するなど適切な対応を行うこと。 ・個別機能訓練計画の作成について、多職種が共同して作成すること。 	2件
介護給付費の算定及び取扱い	個別機能訓練加算 II	<ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練計画の見直しについて、目標の見直しは行われていたものの、訓練内容が変更されていない事例が見受けられたので、目標の見直しを行った際には訓練内容を変更するなど適切な対応を行うこと。 	1件
介護給付費の算定及び取扱い	中重度ケア体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・当該加算の算定にあたっては、看護職員が指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、午前中のみしか配置されていない日が見られたため、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置されていない日について自主精査の上過誤調整等必要な措置を講ずること。 	1件

計49件